平成26年1月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支 給を停止した処分の取消しを求めるという ことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、精神発達遅滞(以下「当該 傷病」という。)により障害の状態にあ るとして、障害等級2級の障害基礎年金 の支給を受けていた。
- 2 厚生労働大臣は、国民年金法(以下「国年法」という。)施行規則第36条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出されたa病院b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書(以下「現状診断書」という。)を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法施行令別表第1に掲げる3級の程度に該当し、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる程度に該当しなくなったとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、同月から障害基礎年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を 経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害基礎年金は、受給権者が国年令別表に定める程度(障害等級1級又は2級)の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、その支給を停止されることとなっている。
- 2 本件の問題点は、現状診断書提出日当時における請求人の当該傷病による障害

の状態(以下、これを「本件障害の状態」 という。)が、国年令別表に掲げる程度 に該当しないと認められるかどうかであ る。

第4 事実の認定及び判断

1 現状診断書によれば、本件障害の状態 等について、次の記載のあることが認め られる。

「略」

- 2 上記認定の事実に基づき、本件の問題 点を検討し、判断する。
 - (1) 国年令別表は、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病にかかわると認められるものとしては、「精神の障害であつて、前各号と同程度(注:日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が掲げられている。

そして、国年法上の障害の程度を 認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁 の廃止後は厚生労働省の発出したもの とみなされて、引き続き効力を有する ものとされている「国民年金・厚生年 金保険障害認定基準」(以下「認定基準」 という。)が定められているが、障害 の認定及び給付の公平を期するための 尺度として、当審査会もこの認定基準 に依拠するのが相当であると考えるも のである。

認定基準の第2「障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものであり、例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけない

- もの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている(以下、このような状態を「2級の基本的例示」という。)。
- (2) 認定基準の第3第1章第8節/精 神の障害によると、精神の障害の程度 は、その原因、諸症状、治療及びその 病状の経過、具体的な日常生活状況等 により、総合的に認定するものとし、 日常生活が著しい制限を受けるか又は 日常生活に著しい制限を加えることを 必要とする程度のものを2級に該当す るものと認定するとされ、知的障害で 障害等級2級に相当すると認められる ものの例示として、「知的障害があり、 食事や身のまわりのことなどの基本的 な行為を行うのに援助が必要であっ て、かつ、会話による意思の疎通が簡 単なものに限られるため、日常生活に あたって援助が必要なもの」が掲げら れ、知的障害の認定に当たっては、知 能指数のみに着眼することなく、日常 生活のさまざまな場面における援助の 必要度を勘案して総合的に判断すると され、日常生活能力等の判定に当たっ ては、身体的機能及び精神的機能を考 慮のうえ、社会的な適応性の程度に よって判断するよう努め、就労支援施 設や小規模作業所などに参加する者に 限らず、雇用契約により一般就労をし ている者であっても、援助や配慮のも とで労働に従事しているので、労働に 従事していることをもって、直ちに日 常生活能力が向上したものと捉えず、 現に労働に従事している者について は、その療養状況を考慮するとともに、 仕事の種類、内容、就労状況、仕事場 で受けている援助の内容、他の従業員 との意思疎通の状況等を十分確認した うえで日常生活能力を判断することと されている。
- (3) 上記1で認定した事実によれば、

本件障害の状態は、病状又は状態像と して、中等度の知的障害が認められ、 その具体的な程度・症状は、一見言語 能力は高いように見えるが、状況判断 は全くできず、短期記憶が低く、注意、 集中力も悪く「分かりません」と即答 し、一方、分からないことを分かって いるように装うところがあり、相手の 気持ちを察することができず、対人関 係上相手を怒らせてしまうことがあ り、言い争いになると自分を制御でき ず暴言を吐いてしまうことがあるとさ れ、日常生活状況は、辛い思い出のあ る実家へは帰りたくないと、単身でグ ループホームに入所し、同居者があり、 家族との疎通性は、家族の配慮のもと 成立しているが、他人とのコミュニ ケーション能力は低いとされ、日常生 活能力の判定では、他人との意思伝達 及び対人関係、身辺の安全保持及び危 機対応は、助言や指導をしてもできな い若しくは行わない、金銭管理と買い 物、通院と服薬(要)、社会性は、助 言や指導があればできる程度とされて いるものの、適切な食事、身辺の清潔 保持は、自発的にできるが時には助言 や指導を必要とする程度で、日常生活 能力の程度は(3)で、現症時の日常生 活活動能力及び労働能力は、グループ ホームのスタッフの援助のもとで日常 生活を送れ、本人を理解してくれる人 の指導のもとで単純作業のみ可能であ るとされ、現症時においては、障害者 雇用ではあるが一般企業で週5日バス 内清掃で働いているとされているので あるから、このような状態は、知的障 害で2級に相当すると認められる例示 に該当しないし、上記2級の基本的例 示に相当する程度に至っているとはい えない。

請求人は、請求人には発達障害による障害もあるから発達障害の認定要領をも併せて認定判断すべきであると主張するほか、請求人に対しては成年後見開始の審判が平成○年○月○日に

なされているが、成年後見が必要な状 況は平成○年春頃からあったとし、グ ループホーム管理者の報告書を引用し て、日常生活の能力は現状診断書の判 定よりも低く、就労状況も2級の障害 等級に該当しないといえる状況ではな いと主張する。しかし、請求人に対し て裁定された障害基礎年金は、傷病名 コード28の傷病(知的障害)による 障害を支給事由とするものであって、 これとは別傷病である発達障害による 障害を支給事由とするものではないの であり、現状診断書上の傷病名も、「精 神発達遅滞」であり、ICD-10 コードも「中等度知的障害〈精神遅 滞〉」を示す「F71」とされていて「心 理的発達の障害」を示す「F80-F 89」とはされておらず、現在の病状 又は状態像として発達障害関連症状は 何も指摘されていない。また、請求人 は、「精神上の障害により事理を弁識 する能力を欠く常況にある者」(民法 第7条)として成年後見開始の審判を 受けたわけではなく、「精神上の障害 により事理を弁識する能力が著しく不 十分である者」(民法第11条)とし て保佐開始の審判を受けたものである から、この点に関する主張は誤った前 提に立つものであり、日常生活状況及 び就労状況についての上記主張をもっ ても、現状診断書及び認定基準に基づ く上記認定及び判断を覆すことはでき ない。

(4) 以上によれば、本件障害の状態は、 国年令別表に掲げる2級の程度に該当 しないと認めるのが相当であり、もと よりそれより重い1級の程度にも該当 しないから、原処分は妥当であって、 これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。